

岸和田市
ネーミングライツサポーター
（提案募集型）募集要項

岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集要項

岸和田市が推進している広告収入事業のひとつとして、新たな財源の確保、地域の活性化のため、ネーミングライツの導入を進めていますが、対象施設等の更なる拡大を図るため、提案型によりネーミングライツサポーターの募集を行います。（以下、「提案募集型」という。）

なお、本市が特定した個別の施設等について、ネーミングライツサポーターを募集する場合（以下、「施設等特定募集型」という。）については、別に募集要項を定めます。

1 募集対象施設等

原則として、施設の設置目的又は利用実態に照らしてネーミングライツになじまない施設（市役所などの庁舎、学校、保育所、病院等）、一部の観光施設など施設等の名称の設定に経緯がある施設等、ネーミングライツの導入が適当でないと本市が判断するもの以外の施設等を対象とします。詳細は別紙1「ネーミングライツ導入重点施設及び募集対象外施設一覧」をご覧ください。積極的かつ重点的に導入を図る施設については別紙1及び別紙3「重点施設詳細情報」をご覧ください。その他の施設については、別紙2「市民利用施設の例示」に主な募集施設を記載していますので、参考にしてください。

2 応募資格

ネーミングライツサポーターは法人とします。ただし、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条（広告主としない者）に該当する者は広告掲載事業者にはなることはできません。

（※ 暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、役員名簿等を提出してください。また、提出していただいた役員名簿等や広告掲載事業者に関する申込書等を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供する場合があります。）

3 ネーミングライツ付与の条件

（1）愛称

- ① 施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。
- ② ネーミングライツ付与の対象は愛称とし、正式名称は変更しません。契約期間中は、愛称を変更することができません。また、必要に応じて正式名称を使用する場合があります。
- ③ 岸和田市広告収入事業実施要綱第5条（広告掲載しない広告の基準）に該当する愛称の使用や、名称の標示は、認められません。
- ④ ネーミングライツ導入施設の一部については、施設に付する愛称について条件があります。愛称の条件を踏まえてご提案ください。

（2）サポーターメリット

- ① 愛称看板の設置等により愛称に係る名称標示をすることができます。
愛称看板等の設置場所・設置方法・意匠・構造等については、ネーミングライツサポーターにおいてご検討いただき、岸和田市と協議のうえ、決定します。

- ② 岸和田市の公式ホームページ等において、愛称の決定のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を広報します。また、市は愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけるよう努めます。

ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。

- ③ ネーミングライツの契約期間満了後、次の契約期間に係る契約更新についての優先交渉権が付与されます。

詳細は「11 優先交渉権」をご覧ください。

4 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則として3年以上5年以下とします。ただし、一部の指定管理者制度導入施設等※（以下「指定管理者制度導入施設等」という。）については、指定管理者制度導入施設等に係る指定管理期間その他の期間（以下「指定管理期間等」という。）を考慮した期間設定とします。

※一部の指定管理者制度導入施設等

- ・岸和田市立浪切ホール
- ・岸和田市立福祉総合センター
- ・岸和田市総合体育館
- ・中央公園
- ・岸和田競輪場

5 ネーミングライツ料

原則、年額単位での設定とします。提案金額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。提案金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を契約金額とします。また、ネーミングライツ導入施設には最低金額を設けています。最低金額以上の金額で提案してください。施設ごとの最低金額は別紙1及び別紙2をご覧ください。

契約時期が年度途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

また、別途契約金（契約年数分の税込合計契約金額）の100分の10に相当する金額の契約保証金が必要となります。

6 提案等にあたっての費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、下表のとおりとします。

内 容	実施者及び費用負担者
提案及び契約締結にかかる諸費用	ネーミングライツサポーター
既成の施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用	ネーミングライツサポーター
既存の看板等の標示変更及び愛称看板等の新設費用※	ネーミングライツサポーター
契約期間終了後（契約解除後）の原状回復費用	ネーミングライツサポーター
広報紙やホームページ、市が発行する印刷物の表示費用	市

※ 屋外への愛称看板設置については、大阪府屋外広告物条例や岸和田市景観条例等の関係法令を遵守していただきます。

また、愛称看板等を設置する場合は、ネーミングライツ料とは別に行政財産の目的外使用料又は賃借料の納付が必要です。行政財産の使用料又は賃借料は、使用する面積によって変動し、使用する部分の水平投影面積（壁面を使用する場合は垂直投影面積）とします。

【参考】平成 30 年度 1 m²あたり使用料 2,168 円

7 審査の流れ（概要）

① 提案事業者（ネーミングライツサポーター）の募集・事前相談受付

② 応募予定者と事前相談

③ 応募受付

④ 審査委員会にて審査

⑤ 応募者への結果通知

⑥ 契約前調整

⑦ 契約

⑧ 公表

⑨ 愛称の使用開始

※ 提案募集型により愛称を募集している施設等について、市が改めて施設等特定募集型の募集を行うことにより複数の応募が見込まれると判断した場合は、手続きの途中で施設等特定募集型の手続きに移行することがあります。

※ 愛称看板等を設置する場合は、上記とは別に景観法及び建築基準法に係る審査があります。

8 申し込み方法等

（1）募集期間

随時提案を受け付けます。必ず事前相談の上、応募してください。

※ 受付時間は、12 時から 12 時 45 分を除く、午前 9 時から午後 5 時までです。土・日曜、祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の閉庁日は受付できません。

なお、下表のとおり、審査決定は応募時期に応じて年 4 回設定しています。

応募時期	審査時期	応募時期	審査時期
3～5月の応募	6月審査	9～11月の応募	12月審査
6～8月の応募	9月審査	12～2月の応募	3月審査

（2）事前相談

必ず応募前に「ネーミングライツ事前相談申込書（様式第 6 号）」を行財政改革課にメール又は FAX で送信し、送信後直ちに電話にて受信の有無を確認してください。

（受付時間は、12 時から 12 時 45 分を除く、午前 9 時から午後 5 時までです。土・日曜日祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の閉庁日は受付できません。）

※ 質問受付

募集や契約の内容等について質問がある場合は、「質問書（様式第 7 号）」をメール又は FAX で送信し、送信後直ちに電話にて受信の有無を確認してください。（受付時間は、12 時から 12 時 45 分を除く、午前 9 時から午後 5 時までです。土・日曜日祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の閉庁日は受付できません。）

質問があった場合は、質問書を受理したのち一週間以内に市ホームページ（募集案内と同ペ

ージ)に質問内容及び回答を公表します。

※ 現地見学会

事前相談申込書を提出していただいた希望者を対象に、対象施設の見学会を開催いたします。参加を希望される場合は、「現地見学会参加申込書(様式第8号)」を行財政改革課にメール又はFAXで送信し、送信後直ちに電話にて受信の有無を確認してください。(受付時間は、12時から12時45分を除く、午前9時から午後5時までです。土・日曜日祝日並びに12月29日から1月3日の閉庁日は受付できません。)

日時、集合場所等については行財政改革課より連絡いたします。

(3) 提出書類

- ① 岸和田市ネーミングライツ提案書(様式第1号)
 - ② 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかるもの(様式自由)
 - ③ 同意書兼誓約書(様式第2号)
 - ④ 会社概要及び直近3カ年の決算報告書(様式自由)
 - ⑤ 法人登記全部事項証明書(現在事項証明書)(写し可)
(発効日から3カ月以内のものに限る)
 - ⑥ 「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)(写し可)
※市内、市外事業者とも必要です。
 - ⑦ 岸和田市税の完納証明書(写し可)
※市内に事業所(本店又は支店等)を有する場合のみ必要です。
 - ⑧ 印鑑証明書(法人の代表者印)(原本)
 - ⑨ 法人等役員名簿(各役員名には「ふりがな」「生年月日」を記載してください。)(様式自由)
 - ⑩ ネーミングライツサポーターが広告代理店等に申請等を委任する場合は、委任状(様式第3号)
 - ⑪ 愛称看板等の名称標示を希望する場合は、以下の書類を提出してください。
 - ・現況カラー写真(L版以上)
(愛称看板等の設置行為地及び行為地周辺の状況を示す写真。撮影日時を記入。)
 - ・看板等のサイズ、デザイン、素材・構造、設置方法や設置場所がわかる資料
(縮尺:1/50以上)※その他希望するサポーターメリットがある場合は別途提出資料が必要な場合があるので事前にご相談ください。また、現況カラー写真は可能であればご提出ください。
- ※ ⑥納税証明書(写し可)については、お近くの税務署にお問い合わせください。
- ※ ⑦完納証明書(写し可)については、岸和田市役所の市民税課又は東岸和田、山直、春木、八木、桜台の各市民センター、山滝支所で発行が可能です。(内容確認のため、発行に少し時間がかかります。また、金融機関等で納付した場合、市において納付状況を確認できるまでに数日を要します。納付後すぐに証明書を発行する場合は、上記の証明書発行窓口で領収書を持参してください。)
- ※ 愛称使用開始時の指定管理者(指定管理候補者を含む)が申し込む場合は、④～⑨は不要。
- ※ 免許、許可等を要する事業を営む者にあつては、当該免許、許可等を証する書面の写しを別に添付してください。
- ※ 複数の法人が共同して一つの施設等に応募する際は、①の提案書の住所等は代表する法人の

住所等を記載してください。その際、別紙（任意様式）により、共同する法人の住所等の必要事項を列挙してください。③から⑦については、共同する全ての法人について提出してください。

（４）提出部数

原本１部と写し１部

（５）申込みにあたっては、「岸和田市広告収入事業実施要綱」及び「岸和田市ネーミングライツ事業実施要綱」を参照してください。

（６）提出先

持参又は郵送にて提出してください。

〒596－8510

大阪府岸和田市岸城町７番１号

岸和田市 財務部 行財政改革課 （岸和田市役所新館２階）

TEL:072－423－9405

FAX:072－423－6749

e-mail : gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

※申込みをされる方は、事前に必ず行財政改革課にご相談ください。

９ 選定方法・選定の基準

選定にあたっては、岸和田市広告収入事業審査委員会において、応募資格、応募条件（ネーミングライツ料、契約期間）、愛称、その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。評価基準の詳細は別紙４「優先交渉権を付与する応募者の評価基準」をご覧ください。また、応募者が１者のみの場合も、審査委員会においてネーミングライツサポーターとしてふさわしいかどうかを審査します。

10 審査結果の通知、公表

審査の結果は、岸和田市ネーミングライツサポーター決定通知書（様式第５号）で通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合には、ネーミングライツサポーターを選定しないこととします。市と正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」、ネーミングライツ料について公表します。なお、選定されなかった提案については、公表しません。

※ 協議の打ち切り

お互いに誠意を持って協議したにもかかわらず、両者の一方が合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切ることができるものとします。なお、市が優先交渉者との協議を打ち切った場合、応募者が複数いるときには、第２位順位者以降の応募者と順次協議できるものとします。

11 優先交渉権

市は、施設等の命名権を取得したネーミングライツサポーターに、最初の契約の期間が満了した後の契約更新時に限り、優先交渉権を付与します。

市は、指定管理者制度導入施設等の命名権の取得について、指定管理期間等が３年以上の場合は、

一つの指定管理期間等について一回に限り、指定管理者候補者又は委託契約の相手方（以下「指定管理者候補者等」という。）に優先交渉権を付与します。ただし、指定管理者候補者等以外の者がネーミングライツサポーターとなっている場合において、指定管理者候補者等が優先交渉権を行使しないとき、又は、優先交渉権を行使した上で契約に至らなかったときは、当該ネーミングライツサポーターに優先交渉権を付与します。

優先交渉権を付与された者が、当該権利を行使しないとき、又は、当該権利を行使した上で契約に至らなかったときは、公募によりネーミングライツサポーターを募集するものとします。ただし、指定管理者制度導入施設等の命名権の取得について、残りの指定管理期間等が3年未満の場合は公募しません。

12 契約の更新

ネーミングライツサポーターが、優先交渉権を行使の上、契約の更新を希望する場合は、市が指定する期日までに、以下①～⑪の書類を提出してください。市でネーミングライツサポーターとしての更新可否について審査し、審査結果を「岸和田市ネーミングライツサポーター決定・更新通知書」（様式第5号）にて通知します。なお、原則として、契約金額や愛称は変更できません。

- ① 岸和田市ネーミングライツ更新申込書（様式第4号）
- ② 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかるもの（様式自由）
- ③ 同意書兼誓約書（様式第2号）
- ④ 会社概要及び直近3カ年の決算報告書（様式自由）
- ⑤ 法人登記全部事項証明書（現在事項証明書）（写し可）
（発効日から3カ月以内のものに限る）
- ⑥ 「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）
※市内、市外事業者とも必要です。
- ⑦ 岸和田市税の完納証明書（写し可）
※市内に事業所（本店又は支店等）を有する場合のみ必要です。
- ⑧ 印鑑証明書（法人の代表者印）（原本）
- ⑨ 法人等役員名簿（各役員名には「ふりがな」「生年月日」を記載してください。）（様式自由）
- ⑩ ネーミングライツサポーターが広告代理店等に申請等を委任する場合は、委任状（様式第3号）
- ⑪ 現在の愛称看板の標示場所や標示内容の変更を希望される場合は、以下の書類を提出してください。
 - ・現況カラー写真（L版以上）
（愛称看板等の設置行為地及び行為地周辺の状況を示す写真。撮影日時を記入。）
 - ・看板等のサイズ、デザイン、素材・構造、設置方法や設置場所がわかる資料
（縮尺：1/50以上）

13 契約の解除

- （1）選定された後、もしくは契約締結後、ネーミングライツサポーターが応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐

れがある場合など、ネーミングライツサポーターとすることが適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取り消し及び当該契約を解除するものとします。この場合において、市は、ネーミングライツサポーターに対し補償を行わないものとし、また、市が被った損害等についてはネーミングライツサポーターが負担するものとします。

- (2) 市及びネーミングライツサポーターにおいて、当該契約による愛称使用の継続に困難な事由が生じた場合は、市とネーミングライツサポーターが協議のうえ、当該契約を解除できるものとします。

14 その他

- ・ 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません。) また、提出された提案書等は返却いたしません。
- ・ 情報公開請求があった場合には、「岸和田市情報公開条例」に基づき提案書等を公開することがあります。
- ・ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- ・ 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- ・ 事前相談が入っている施設等については、先着順のため第二順位以降で受付をすることになります。

15 お問い合わせ先

提案全般に関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市財務部行財政改革課

TEL:072-423-9405(直通)

FAX:072-423-6749

e-mail: gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

※FAX、e-mailでの応募申し込みはできません。

(様式第1号)

年 月 日

岸和田市長 様

岸和田市ネーミングライツ提案書

岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集要項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

申込事業者	所在地				
	事業者名 代表者名 (役職・氏名)				実印
	法人番号				
	業種・業務内容				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先	電話		FAX	
		e-mail			
(申込事業者と同一の場合は記入不要) サポーター企業	所在地				
	事業者名 代表者名 (役職・氏名)				実印
	法人番号				
	業種・業務内容				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先	電話		FAX	
		e-mail			
希望する施設等名と愛称		施設等名： 愛称： 説明： ※ 指定ロゴをご希望の場合は、資料（様式任意）を添付してください。			
契約希望期間		年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 力月） ※原則として3年以上とします。			
契約希望金額		1年あたり 円（税抜き）			
その他 (用紙が足りなければ、別紙添付してください（様式自由）)		(希望するサポーターメリット、PR 事項、地域貢献の実績及び今後の取組、ご意見等があればご記入ください)			

※免許、許可等を要する事業を営む者にあつては、当該免許、許可等を証する書面の写しを別に添付してください。

同意書兼誓約書

岸和田市が実施する岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集の申込みまたは契約の更新にあたり、次の事項について同意し、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して岸和田市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1. 岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集の申込みまたは契約の更新に関し、市長が市税について納税状況を確認すること。
2. 事業実施にあたり、本市及び指定管理者制度を導入している施設にあっては指定管理者と協力すること。
3. 申込みにあたり、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条に該当しないこと、及び広告内容が同第5条の規定に該当しないこと。
4. 市が、本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報、大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供すること。
5. ネーミングライツの取得に伴い掲示する広告物等が第三者の著作権、著作者人格権、意匠権、商標権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。万一広告物について、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用も含めて、当方の責任と負担においてこれを処理し、市には一切迷惑、損害をかけないものとする。
6. 本契約締結後に「同意書兼誓約書」の内容に反した場合又は提案書類の記載事項に相違のあった場合は、岸和田市の判断で、契約を解除する場合があること。

年 月 日

岸和田市長 様

住 所（所在地）

法 人 名

代表者名

印

岸和田市長様

委 任 状

(委任者)

所在地

事業所名

代表者名

本店
の実印

次の者を受任者と定め、下記権限を委任します。

(受任者)

営業所等の所在地

事業所名

受任者名

契約時
使用印

記

1. 委任事項 岸和田市ネーミングライツサポーター提案、契約、履行、代金の請求及び受領等に関する一切の件
2. 委任期間 岸和田市ネーミングライツサポーターの提案及び契約期間中

- この委任状は、岸和田市ネーミングライツサポーターの提案、契約等業務を本店ではなく、支店（営業所）にて行う場合必要です。
- この委任状における委任者は本店の代表者（会社の代表権）、受任者は支店（営業所）の代表者（支店長、営業所長など）となります。

岸和田市長 様

岸和田市ネーミングライツ更新申込書

岸和田市ネーミングライツサポーター（提案募集型）募集要項の規定に基づき、下記のとおり契約の更新を申し込みます。

申 込 事 業 者	所在地				
	事業者名 代表者名 (役職・氏名)				実印
	法人番号				
	業種・業務内容				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先	電 話		F A X	
e-mail					
(申込事業者と同一の場合は記入不要) サ ポ ー タ ー 企 業	所在地				
	事業者名 代表者名 (役職・氏名)				実印
	法人番号				
	業種・業務内容				
	担当部署・担当者名				
	担当者連絡先	電 話		F A X	
e-mail					
施設等名と愛称		施設等名： 愛 称： 説 明： ※ 指定ロゴをご希望の場合は、資料（様式任意）を添付してください。			
契 約 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 カ月） ※原則として3年以上とします。			
契 約 金 額		1年あたり 円（税抜き）			
そ の 他		（希望するサポーターメリット、PR 事項、ご意見等があればご記入ください）			

免許、許可等を要する事業を営む者にあつては、当該免許、許可等を証する書面の写しを別に添付してください。

(様式第5号)

第 号
年 月 日

様

岸和田市長

印

岸和田市ネーミングライツサポーター候補者決定・更新通知書

ネーミングライツ事業に係る申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業者名	
決定事項	1. ネーミングライツサポーター候補者に決定しました。(※) 2. ネーミングライツサポーター候補者に選定されませんでした。 3. ネーミングライツサポーターの更新を決定しました。(※)
契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 カ月)
ネーミングライツ料	1 年あたり 円(税抜き)

※ 通知書の受領後、担当課（ ）と契約等の手続きを行ってください。

(様式第 6 号)

年 月 日

岸和田市長 様

会社名

住所

代表者氏名

担当者名

連絡先（電話）

ネーミングライツ事前相談申込書

岸和田市の施設におけるネーミングライツについて、以下のとおり事前相談を申込みます。

対象施設名	
希望する愛称案	
希望する契約金額	
希望する契約年数	
質問事項	

- ※ 相談内容を確認させていただくため、ご担当者名及び連絡先を必ず記入してください。
- ※ 事前相談をした場合でも、必ず応募をしないといけないということではありません。
- ※ 記入可能な範囲でご記入ください。また、応募時の内容と相違があっても問題ございません。

(様式第 7 号)

年 月 日

岸和田市長 様

会社名

住所

担当部署

担当者名

連絡先（電話）

質問書

ネーミングライツサポーター募集に関する事項について、下記のとおり質問します。

対象施設名				
番号	資料	頁	項番	質問内容
1	☐ 募集要項 （ ） ☐ その他 （ ）			
2	☐ 募集要項 （ ） ☐ その他 （ ）			
3	☐ 募集要項 （ ） ☐ その他 （ ）			
4	☐ 募集要項 （ ） ☐ その他 （ ）			

(様式第 8 号)

年 月 日

岸和田市長 様

会社名
住所
担当部署名
担当者名
連絡先（電話）

現地見学会参加申込書

現地見学会について、下記のとおり参加申込します。

団体名	
ふりがな 参加者氏名	
連絡用 メールアドレス	
見学希望施設名称	

※複数の法人が共同して一つの施設に申し込む際は、申込者は代表する会社の住所等を記載してください。

※1 団体あたり、3 名までの参加とします。3 名以上で参加希望の場合は、提出先までご相談ください。